

2025 年 3 月 31 日

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の実行について ～持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの取り組み～

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下、P I F）を株式会社アイエフホールディングス（代表取締役 佐藤 公紀）向けに実行しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

P I Fとは、企業活動が環境・社会・経済に与える影響（インパクト）を金融機関が包括的に分析・評価（インパクト評価）し、特定されたポジティブなインパクトの向上と、ネガティブなインパクトの低減に向けた取り組みを支援する融資です。

本件は、当行が国連環境計画・金融イニシアティブ（U N E P F I）※の提唱するポジティブ・インパクト金融原則にもとづきインパクト評価を行い、その適合性について外部評価機関である日本格付研究所から第三者意見を取得しています。

当行は、地域金融機関として、地域の事業者の皆さまのサステナビリティ経営と企業価値向上へ貢献し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

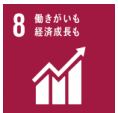
※国連の補助機関である国連環境計画（U N E P）と金融機関の自主的な協定に基づく組織

記

1. P I Fの概要

項 目	内 容
対象企業	株式会社アイエフホールディングス （代表取締役 佐藤 公紀）
住 所	埼玉県春日部市豊野町 2 丁目 19-1
業 種	不動産賃貸業
融資金額	1 億 500 万円
実行日	2025 年 3 月 28 日

2. インパクト評価の概要（詳細は「評価書」をご参照ください）

側面	特定したインパクト（一部記載）	関連するSDGs
環境	<循環型社会への貢献> ・本業を通じた適切な廃棄物の処分 ・廃蛍光灯のガラスを再利用したガラス製品 <環境負荷低減> ・電子マニフェストの使用 ・「ISO14001」の登録 ・「産廃エキスパート」の認定取得 ・廃棄物の飛散対策 ・廃棄物の流出対策 ・水道、ガス、電気使用量の把握と削減に向けた取り組み ・温室効果ガス排出量の算出 ・ペーパーレス化	    
社会	<地域の生活環境と安全性> ・周辺住民への生活環境と安全確保に関する取り組み <健康経営・労働安全性> ・健康経営に関する取り組み ・労働安全性に関する取り組み <人材育成> ・資格取得支援 ・研修の実施 <働きやすい職場環境> ・休暇の取得促進 ・柔軟な働き方 ・社会保険完備と交通費補助 ・借上社宅の提供 ・保養所の提供 ・待遇の向上 ・モチベーションの向上 <ダイバーシティ経営> ・女性の活躍 ・シニアの活躍	    
経済	<本業を通じた経済への貢献> ・取引先との共存共栄	

以 上

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

株式会社 アイエフホールディングス

2025 年 3 月 28 日

株式会社 足利銀行

目次

1. はじめに	1
2. 会社概要	2
(1) 株式会社アイエフホールディングスの概要	2
(2) 株式会社アイエフ物流サービスの概要	3
(3) ミッション、ビジョン、バリュー	7
(4) 事業内容	9
3. 地域との関連性	12
4. 包括的分析	13
(1) UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	13
(2) 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性	16
5. サステナビリティ活動	19
(1) 環境面での活動	19
(2) 社会面での活動	28
(3) 経済面での活動	36
6. K P I の設定	37
(1) 環境面	38
(2) 社会面	40
(3) 経済面	41
7. マネジメント体制	42
8. モニタリング	43

1. はじめに

足利銀行は、株式会社アイエフホールディングスに対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、中核企業である「株式会社アイエフ物流サービス」の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価した。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（JCR）の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、中小企業¹に対するファイナンスに適用している。

＜本ファイナンスの概要＞

金額	105,000,000円
資金使途	設備資金
実行日	2025年 3月 28日
モニタリング期間	20年

¹ IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業ならびに会社法の定義する大会社以外の企業

2. 会社概要

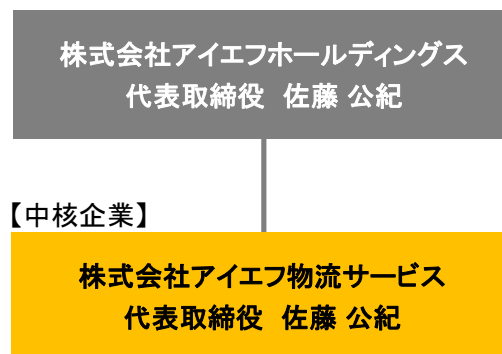
(1) 株式会社アイエフホールディングスの概要

「株式会社アイエフホールディングス」は、「株式会社アイエフ物流サービス」の不動産管理業務を行っている。「株式会社アイエフホールディングス」の前身は、「合同会社アイエフアセット」であり、持株会社を兼ねたことに伴い2024年3月に社名変更した。

企 業 名	株式会社アイエフホールディングス
所 在 地	埼玉県春日部市豊野町2丁目19-1
役職員数	1名
設 立	2022年8月
資 本 金	250万円
業 種	不動産賃貸業
事業内容	不動産の賃貸、管理

(2024年6月30日現在)

<グループ会社関連図>



足利銀行作成

(2) 株式会社アイエフ物流サービスの概要

1) 基礎情報

「株式会社アイエフホールディングス」の中核企業である「株式会社アイエフ物流サービス」は、1996年3月に埼玉県岩槻市（現在、さいたま市岩槻区）に設立された。2001年に業務拡張のため埼玉県越谷市に本社を移転したが、中間処理の許可を取得するため、2004年に春日部市に用地を取得し、現在に至る。今後、春日部市内で購入した空き事務所を改装し、本社（事務所棟）を移転（2025年4月移転予定）、第一工場（中間処理施設）を拡大する。

企 業 名	株式会社アイエフ物流サービス
所 在 地	埼玉県春日部市豊野町2丁目19-1
役職員数	121名
設 立	1996年3月
資 本 金	5,000万円
業 種	総合物流業
事業内容	・ 一般貨物自動車運送事業 ・ 産業廃棄物中間処分業 ・ 産業廃棄物収集運搬業

（2024年6月30日現在）

2) 沿革

「株式会社アイエフ物流サービス」は、現社長の父親が設立した会社であり、設立以前から産業廃棄物事業を営むことを決めていたが、設立当初は壁紙の配送や保冷車で食料品を運搬する食品の通販事業などを手掛けていた。その後、2001年4月に施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）により、家電回収の需要が高まるとの予測から、家電店向けの収集運搬事業へ業態変更を行った。そして、2009年5月にスタートした地上デジタル対応テレビの普及を図ることを目的とした「家電エコポイント制度」が終了したことに伴い、家電回収に加えて建築資材の回収に力を入れるようになった。このように、「株式会社アイエフ物流サービス」は事業の多角化を図りながら、成長を続けている。

現在では、埼玉県で産業廃棄物処分業の許認可を取得、また、1都7県で産業廃棄物収集運搬業の許認可を取得している。さらに、同社では優良産廃処理業者認定制度の認定を受けるための取り組みを行っている。この制度は、「違法性」「事業の透明性」「環境配慮の取り組み」「電子マニフェストの利用」「財務体質の健全性」に関する審査基準を満たす産業廃棄物処理業者を都道府県や政令市が認定するものである。現在、東京都、千葉県、茨城県、長野県で認定を受けており、今後は埼玉県、栃木県、神奈川県、群馬県においても認定の取得を目指している。

沿革	
1996年	埼玉県岩槻市にて会社設立（資本金1,000万円）
1997年	埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可取得
2002年	千葉営業所 社屋・倉庫完成業務開始
2004年	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づくリサイクル券管理システム導入（コンピューターによる完全管理） 資本金2,000万円に増資 春日部営業所 社屋・倉庫完成
2006年	埼玉県産業廃棄物処分業 （中間処分業：廃プラスチック類・破碎処理）許可取得 埼玉県産業廃棄物収集運搬業（積替保管含む）業務範囲変更許可取得
2009年	ISO14001認証取得 JQA-EM6304
2011年	資本金5,000万円に増資 産廃エキスパート認定
2012年	春日部第二工場中間処理施設設置 業務開始

取得許認可

【産業廃棄物処分業】

- ・ 埼玉県（許可番号01120046586）

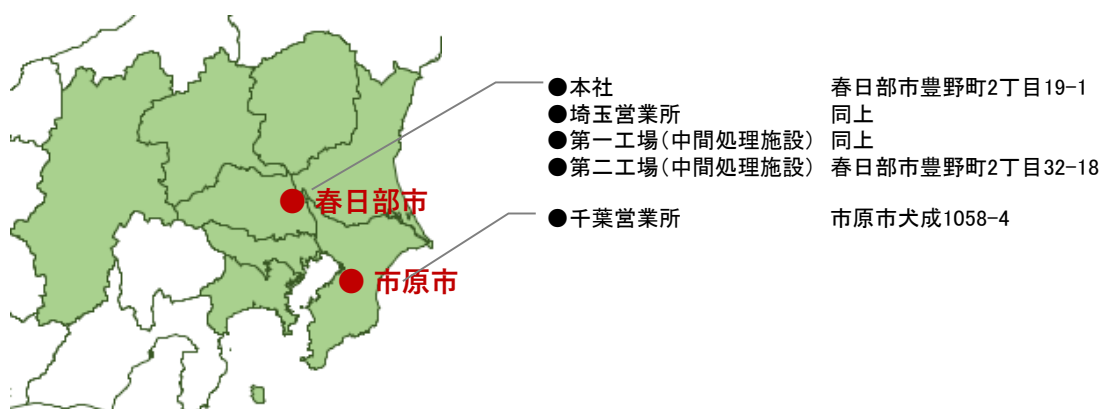
【産業廃棄物収集運搬業】

- ・ 東京都（許可番号1300046586）
- ・ 埼玉県（許可番号01110046586、積替保管を含む）
- ・ 千葉県（許可番号01200046586）
- ・ 栃木県（許可番号00900046586）
- ・ 神奈川県（許可番号01402046586）
- ・ 茨城県（許可番号00801046586）
- ・ 群馬県（許可番号01000046586）
- ・ 長野県（許可番号2009046586）

3) 事業拠点

「株式会社アイエフ物流サービス」の本社は埼玉県春日部市に位置しており、同敷地内には埼玉営業所と中間処理施設の第一工場がある。また、近隣には第一工場と同様の中間処理施設である第二工場があり、千葉県の営業拠点としての千葉営業所がある。

<「株式会社アイエフ物流サービス」の事業拠点と営業エリア>



足利銀行作成

＜本社・埼玉営業所・第一工場＞



＜第二工場＞

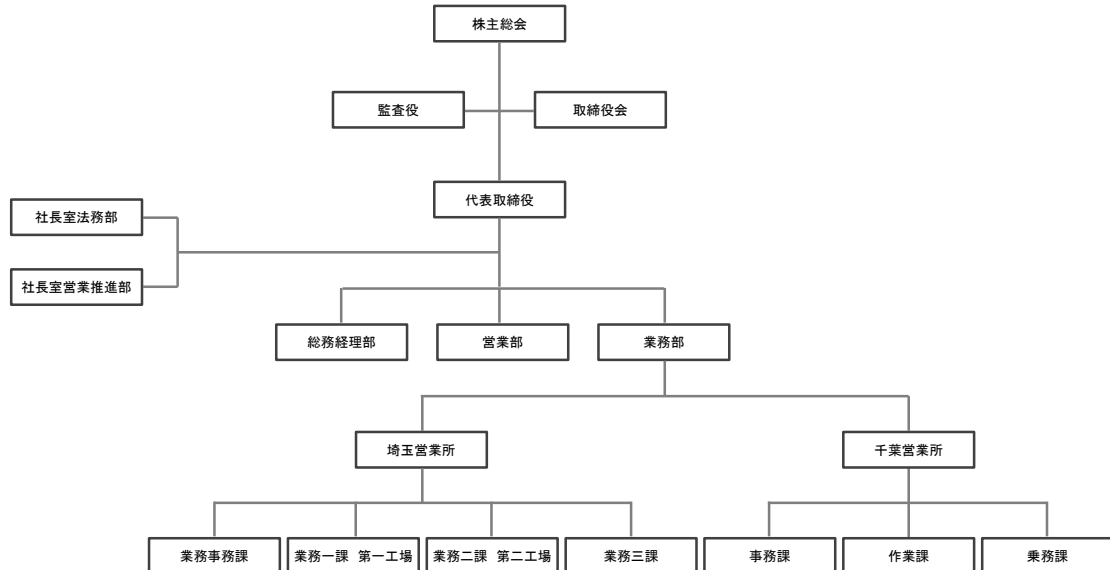


同社提供資料より

4) 組織

組織体制は下図の通りである。代表取締役の下には「社長室法務部」と「社長室営業推進部」がある。また、「総務経理部」「営業部」「業務部」が組織され、業務部には、「埼玉営業所」と「千葉営業所」がある。

＜組織図（2024. 6. 25 付）＞



同社提供資料より 足利銀行作成

(3) ミッション、ビジョン、バリュー

「株式会社アイエフ物流サービス」のミッション（企業理念）は、「物流を通じて全ての人々へ、もしも（if）の先にある可能性を届ける」である。これは社名の「アイエフ（if）」に込めた「もしもこうだったら」という可能性を顧客に届けたいという想いを反映したものである。現在の会長にあたる初代社長から伝えられてきたこの想いを言語化したものであり、創業当初から同社の柱となり、従業員の行動や価値観の基盤となっている。同社従業員は、社名に込められた想いを胸に、可能性を追求し、社会に貢献することを使命としている。

ビジョン（経営理念）は、「静脈物流²と産業廃棄物のプロフェッショナル 静脈物流の力を駆使し、未来の可能性を広げ、地球と私たちのために社会に持続的な価値を提供する。」である。バリュー（価値観／行動指針）は、「小さな変化、大きな影響」「会社と個人の成長」「for the earth is for the us」の3つを掲げている。中でも、「for the earth is for the us」の「for the earth」は廃棄物の収集運搬に事業を転換していく中、現社長が就任当初から描いていた「廃棄物収集運搬事業は環境に関わる重要な仕事である」という想いを表現したものである。そして、同時にこの取り組みが「for the us（私たち自身のためになる）」になると考え、現在の「for the earth is for the us」となった。この「for the earth is for the us」が基となり、その他の2つのバリューが作られた。

² 消費者から生産者へと流れる物流のこと。製品の回収やリサイクルなどを含む物流の流れをいう。動脈物流（生産者から消費者への物流）と逆の方向に進むため、静脈物流と呼ばれている

ミッション (Mission) 企業理念
◆ 物流を通じて全ての人々へ、もしも (if) の先にある可能性を届ける
ビジョン (Vision) 経営理念
◆ 静脈物流と産業廃棄物のプロフェッショナル 静脈物流の力を駆使し、未来の可能性を広げ、地球と私たちのために社会に持続的な価値を提供する。
バリュー (Values) 価値観／行動指針
◆ 小さな変化、大きな影響 小さな取り組みが積み重なり、大きな社会的影響を生むことを信じる。
◆ 会社と個人の成長 個人と会社がともに成長し成果を分かち合える会社になる
◆ for the earth is for the us 地球や環境を大切にすることは私たち自身のためにもなる

(4) 事業内容

1) 産業廃棄物の収集運搬

【廃棄物収集】

1都7県11品目の許可を取得しており、小型トラックから大型トラックまで幅広い車両を使用し、顧客の産業廃棄物の排出状況に応じて最適な収集運搬を行っている。廃棄物収集許可区域と品目は以下の通りである。

<産業廃棄物収集運搬業許可区域と品目>

都道府県	産業廃棄物の種類（許可品目）											備考
	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	
東京都	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	石綿含有産業廃棄物を含む 水銀使用製品産業廃棄物を含む
埼玉県	○ (※)(#)	○	○	○ (※)(#)	○	○	○	○	○ (#)	○ (※)(#)	○ (※)	
埼玉県 (積替保管)	○ 廃一次電池に限る (#)			○ 廃家電に限る					○ (#)	○	○	
千葉県	○ (※)(#)			○ (※)(#) 自動車等破砕物を除く	○	○	○		○ (#) 自動車等破砕物を除く	○ (※)(#) 自動車等破砕物を除く	○ (※)	特別管理産業廃棄物を除く
栃木県	○ (※)(#)	○	○	○ (※)(#)	○	○	○		○ (#)	○ (※)(#)	○ (※)	
神奈川県	○ (#)	○	○	○ (※)(#)	○	○	○		○ (#)	○ (※)(#)	○ (※)	特別管理産業廃棄物を除く
茨城県	○ (※)(#)	○	○	○ (※)(#) 自動車等破砕物を除く	○	○	○	○	○ (#) 自動車等破砕物を除く	○ (※)(#) 自動車等破砕物を除く	○ (※)	
群馬県	○ (#)	○	○	○ (※)(#)	○	○	○		○ (#)	○ (※)(#)	○ (※)	
長野県	○ (#)			○ (#) 自動車等破砕物を除く					○ (#) 自動車等破砕物を除く	○ (#) 自動車等破砕物を除く		特別管理産業廃棄物を除く

・産業廃棄物の種類に(※)の表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含む。
・産業廃棄物の種類に(#)の表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含む。

株式会社アイエフ物流サービス
2025年1月10日現在

同社提供資料より

【家電リサイクルの回収運搬】

産業廃棄物の他、不要になった家電を回収し、リサイクル施設に運搬する業務を行っている。「株式会社アイエフ物流サービス」では、システム会社を通じてリサイクル券管理システムを構築、導入している。これにより、リサイクル券の発行から回収までの一連の流れを正確に把握し、管理することができるようになった。また、リサイクル券の紛失や返却漏れ、品目の不一致などのトラブルを未然に防ぐことが可能となった。家電製品の収集運搬の進捗状況や回収した家電の情報が記録されているため、顧客は依頼した自社のリサイクルの状況が確認でき、信頼性の高いサービスの提供につながっている。

【廃棄物の積替保管】

産業廃棄物（一次電池³、がれき類、ガラスくず、陶磁器くず）を収集運搬する際、別の車両に積替えるまで一時的に保管する施設がある。この積替保管施設があることによって、一定量の廃棄物が溜まってからまとめて運搬することが可能となり、運搬回数を減らすことができる。また同施設内では、混在した廃棄物の分別も行うことから、環境に配慮した施設といえる。

<積替保管施設の産業廃棄物種類と面積（2024年6月時点）>

産業廃棄物の種類	保管面積	産業廃棄物の種類	保管面積
金属くず	11.3㎡	金属くず(廃一次電池に限る) 汚泥(廃一次電池に限る) ⇒いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る	2.3㎡
がれき類	11.3㎡		
金属くず	11.3㎡	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず・コンクリートくず(がれき類除く) 陶磁器くず ⇒いずれも廃家電に限る	30.0㎡
ガラスくず コンクリートくず(がれき類除く) 陶磁器くず(廃石膏ボードに限る)	11.3㎡ 33.8㎡		
ガラスくず コンクリートくず(がれき類除く) 陶磁器くず	4.5㎡	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず・コンクリートくず(がれき類除く) 陶磁器くず ⇒いずれも廃家電に限る	30.0㎡
金属くず(廃一次電池に限る) 汚泥(一次電池に限る)	2.3㎡		

同社提供資料より足利銀行作成

2) 中間処分

「株式会社アイエフ物流サービス」では、廃棄物の収集運搬と併せて、中間処分を行っている。受入れた廃棄物の品目に合わせ、破砕、破砕分離、圧縮成型、圧縮梱包、熔融減容、水銀加熱回収を行い、リサイクルできるものはリサイクルすることで、最終処分される産業廃棄物の減量に寄与している。

³ 使い切りタイプの電池で、充電して再利用することができないもの。代表的な一次電池は、アルカリ乾電池

＜中間処理施設で使用する機械一例＞



破碎機



廃蛍光管破碎機



圧縮梱包機



発泡減容機

同社提供資料より

3) 産業廃棄物コンサルタント

「株式会社アイエフ物流サービス」では、産業廃棄物に関するコンサルタント業務を行っている。具体的には、廃棄物の状況把握、廃棄コストの削減手段の提案、環境リスクマネジメント、社内の管理・運用の効率化などに関するコンサルティングを実施し、これまで培ってきた知識と経験を活かしている。また、「株式会社アイエフ物流サービス」では対応ができないエリア外の顧客の産業廃棄物の収集運搬などの依頼に対しては、これまで築き上げてきたネットワークを活かし、収集運搬が可能な事業者を紹介するなど、顧客の要望に沿った課題解決を行っている。

3. 地域との関連性

「株式会社アイエフ物流サービス」の地域貢献に資する活動としては、市民への憩いの場提供のため、地域の祭りに同社が所有するトラックを観客席として貸し出すといったものがあげられる。

また「株式会社アイエフ物流サービス」は、埼玉県環境SDGs取組宣言制度に登録をしている。これは、埼玉県内の企業や団体を対象としたもので、環境分野のSDGsのゴール達成に向けた取り組みを行うことを宣言し、そのゴール達成に向け、改善に努める企業を登録する制度である。

その他埼玉県では、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と連携し、「3S運動（スマイル・セイケツ・スタイル）」の取り組みを積極的に行っている事業者を表彰する制度があり、「株式会社アイエフ物流サービス」は2021年度に特別賞を受賞している。3S運動とは、産業廃棄物処理業界のイメージである「3K（きつい・汚い・危険）」から「3S（スマイル・セイケツ・スタイル）」にイメージアップを図っていくことを目的とした制度である。環境産業としてより一層地域から信頼され、社会の要請に応えていく企業として選定された。

<地域の祭りへの参加の様子>



<埼玉県環境 SDGs 取組宣言>



同社提供資料より

4. 包括的分析

(1) UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FIのインパクト分析ツールを用いて、「株式会社アイエフ物流サービス」の産業廃棄物中間処分業、産業廃棄物収集運搬業を中心に、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクト向上の取り組みとして「水」「エネルギー」「健康と衛生」「文化と伝統」「雇用」「賃金」「零細・中小企業の繁栄」「水域」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」が抽出された。ネガティブ・インパクト低減の取り組みとしては、「健康および安全性」「賃金」「社会的保護」「気候の安定性」「水域」「大気」「土壌」「生物種」「生息地」「資源強度」「廃棄物」が抽出された。

インパクト分析ツールの結果に加えて、「株式会社アイエフ物流サービス」へのヒアリングなどから個別要因を加味し、インパクトエリア／トピックを特定した。その結果、ポジティブ・インパクト向上の取り組みに「教育」を、ネガティブ・インパクト低減の取り組みに「ジェンダー平等」「年齢差別」を追加した。また、「水」「エネルギー」「健康と衛生」「文化と伝統」「水域」「大気」「土壌」をポジティブ・インパクト向上の取り組みから削除、「賃金」をネガティブ・インパクトの低減の取り組みから削除、「生物種」「生息地」をポジティブ・インパクトの向上およびネガティブ・インパクト低減の取り組みから削除した。

【追加項目】

インパクトエリア／トピック	追加した理由
教育 (PI)	人材育成に関する取り組みを加味したため
ジェンダー平等 (NI)	女性、高齢者など、ダイバーシティ経営に関する取り組みを加味したため
年齢差別 (NI)	

【削除項目】

インパクトエリア／トピック	削除した理由
水 (PI)	同社の事業活動は水へのアクセスに貢献するものではないため
エネルギー (PI)	同社の事業活動はエネルギーへのアクセスに貢献するものではないため
健康と衛生 (PI)	同社の事業活動は医療サービスの提供や消費者の衛生に資する製品・サービスの提供を行っているものではないため
文化と伝統 (PI)	同社の事業活動は文化遺産の保護に貢献するものではないため
水域 (PI)	水質改善に関する事業は行っていないため
大気 (PI)	同社の事業活動は大気汚染の改善に貢献するものではないため
土壌 (PI)	同社の事業活動は生物多様性の保全、土壌汚染の改善に貢献するものではないため
生物種 (PI)	同社の事業活動は生物種の保全に貢献するものではないため
生息地 (PI)	同社の事業活動は生息地の保全に貢献するものではないため
賃金 (NI)	適切な賃金水準が確保されているため
生物種 (NI)	同社は生物種を脅かす事業活動は行っていないため
生息地 (NI)	同社は生息地を脅かす事業活動は行っていないため

インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	分析ツールにより抽出された インパクトエリア/トピック		個別要因を加味した インパクトエリア/トピック	
			ポジティブ・ インパクトの 向上	ネガティブ・ インパクトの 低減	ポジティブ・ インパクトの 向上	ネガティブ・ インパクトの 低減
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷				
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害				
	健康および安全性	—		●		●
	資源とサービスの入手可能性、 アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●			
		食料				
		エネルギー	●			
		住居				
		健康と衛生	●			
		教育			●	
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統	●			
		ファイナンス				
	生計	雇用	●		●	
		賃金	●		●	
		社会的保護		●		●
	平等と正義	ジェンダー平等				●
		民族・人種平等				
		年齢差別				●
		その他の社会的弱者				
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄	●		●	
	インフラ	—				
	経済収束	—				
環境	気候の安定性	—		●		●
	生物多様性と生態系	水域	●	●		●
		大気	●	●		●
		土壌	●	●		●
		生物種	●	●		
		生息地	●	●		
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	●	●
		廃棄物	●	●	●	●

(2) 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

<環境面>

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/トピック	インパクト	
			インパクトの向上 ポジティブ・	ネガティブ・ インパクトの低減
循環型社会への貢献	・本業を通じた適切な廃棄物の処分	資源強度 廃棄物	●	
	・廃蛍光灯のガラスを再利用したガラス製品	資源強度 廃棄物	●	
環境負荷低減	・電子マニフェストの使用	資源強度 廃棄物		●
	・「ISO14001」の登録 ・「産廃エキスパート」の認証取得	水域 大気 土壌 資源強度 廃棄物		●
	・廃棄物の飛散対策	水域 大気 土壌		●
	・廃棄物の流出対策	気候の安定性 水域 大気 土壌		●
	・水道、ガス、電気使用量の把握と削減に向けた取り組み ・温室効果ガス排出量の算出 ・ペーパーレス化	気候の安定性 資源強度 廃棄物		●

＜社会面＞

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/トピック	インパクト	
			インパクトの向上 ポジティブ・	ネガティブ・ インパクトの低減
地域の生活環境と安全性	・周辺住民への生活環境と安全確保に関する取り組み	健康および安全性		●
健康経営・労働安全性	・健康経営に関する取り組み	社会的保護		●
	・労働安全性に関する取り組み	健康および安全性		●
人材育成	・資格取得支援	教育	●	
		社会的保護		●
	・研修の実施	教育	●	
働きやすい職場環境	・休暇の取得促進 ・柔軟な働き方 ・社会保険完備と交通費補助 ・借上社宅の提供 ・保養所の提供	健康および安全性 社会的保護		●
	・待遇の向上	賃金	●	
	・モチベーションの向上	社会的保護		●
ダイバーシティ経営	・女性の活躍 ・シニアの活躍	雇用	●	
		ジェンダー平等 年齢差別		●

<経済面>

テーマ	主な取組内容	インパクトエリア/トピック	インパクト	
			インパクトの向上 ポジティブ・	ネガティブ・ インパクトの低減
本業を通じた 経済への貢献	・取引先との共存共栄	零細・中小企業の繁栄	●	

5. サステナビリティ活動

(1) 環境面での活動

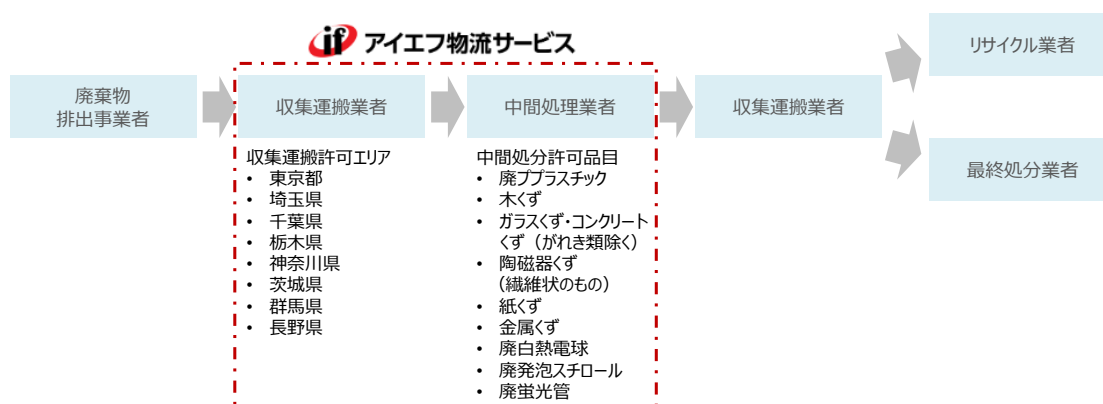
1. 循環型社会への貢献

【本業を通じた適切な廃棄物の処分】

廃棄物の収集運搬および中間処理事業により、適切な廃棄物の処分を行い、資源循環に貢献している。

廃棄物の収集運搬では、廃棄物の性質や状態に応じた運搬車両や容器を使用し、排出場所から処分場所まで適切に運搬することで、廃棄物処理サイクルを円滑に進めている。廃棄物の収集運搬による産業廃棄物の受入量および運搬量は以下に記載の通り、直近にあたる2023年度は約5,000 t を収集運搬している。

< 廃棄物処理の流れと「株式会社アイエフ物流サービス」が担うフェーズ >



同社提供資料およびヒアリングより足利銀行作成

< 直近 3 年の産業廃棄物収集運搬量 >

	2021 年度 (2021. 4～2022. 3)	2022 年度 (2022. 4～2023. 3)	2023 年度 (2023. 4～2024. 3)
収集運搬量合計	4,656.41t	5,164.65t	5,083.54t

同社提供資料より

<所有する車両の一例>



13t大型ウィング車



大型アームロール車



4t塵芥車



3tユニック車

同社提供資料より

また、中間処理では、リサイクルや最終処分の前工程として、再利用可能な資源の選別や最終処分される廃棄物の無害化、減容を行うことで、廃棄物処理サイクルの一端を担っている。

中間処理を行っているのは第一工場と第二工場で、リサイクル品になるものとしては以下のようなものがある。木くずは、破砕機で細かく砕き、パーティクルボードの原料や燃料チップになる。木材チップを熱で圧縮することでパーティクルボードとなり、壁や床、家具素材として利用される。燃料チップは発電燃料（バイオマス燃料）としてリサイクルされる。廃プラスチック類のうち、硬質系プラスチックは圧縮梱包を行い、提携している事業者へ持ち込むことでリサイクルされ、廃発泡スチロールは、溶融減容によってプラスチック原料になる。紙くずは圧縮梱包し、再生紙原料（古紙）に、金属くずも圧縮梱包し、金属原料としてリサイクルされる。蛍光灯（直管蛍光灯、電球蛍光灯、環形蛍光灯、コンパクト蛍光灯）は、破砕したうえで、加熱し、気化し

た水銀を回収している。蛍光灯のガラス部分はグラスウール原料、口金は金属原料、蛍光粉は希土類原料にリサイクルされ、抽出された水銀は再利用される。

また、今後の取り組み方針として千葉県茂原市に新しい中間処理施設を建設予定（2027年12月）であり、処理量増加によって更なる循環型社会へ貢献していく。

＜中間処理における直近 3 年の産業廃棄物受入量・運搬量＞

	2021 年度 (2021. 4～2022. 3)	2022 年度 (2022. 4～2023. 3)	2023 年度 (2023. 4～2024. 3)
中間処理量合計	2, 775. 30t	2, 886. 77t	2, 645. 35t

同社提供資料より

【廃蛍光灯のガラスを再利用したガラス製品】

「株式会社アイエフ物流サービス」では、埼玉県南埼玉郡にあるガラス製作工房と提携し、中間処理を行った後の蛍光灯ガラスの一部を活用してガラス製品の製造を行っている。このプロジェクトは、「中間処理だけではなく、リサイクルまで携わりたい」という社長の想いから始まったものである。琉球ガラスからアイデアを得て、廃蛍光灯をガラス製品に再生しようと考えた。琉球ガラスは、米軍施設などで廃棄されたコーラやビールの瓶を原料にして製作したもので、それが本プロジェクトのヒントとなった。廃蛍光灯のガラス製品は、キルンワークス⁴で焼成され、透明と白濁のバランスの良い仕上がりとなっている。廃棄される蛍光灯のガラスに新しい命を吹き込み、美しいガラス製品として蘇らせている。この取り組みにより、廃蛍光灯のガラスが有効活用され、環境の負荷軽減につながっている。

＜再利用したガラス製品（風鈴）＞



同社提供資料より

⁴ ガラス工芸の一技法。電気釜を使ってガラスを溶かし、変形させ作品を作っていく手法のこと

II. 環境負荷低減

【環境負荷低減に寄与する業務運営体制の構築】

■電子マニフェストの使用

産業廃棄物の収集運搬や処理の過程を電子データで管理することができる「電子マニフェスト」を採用している。マニフェストは、廃棄物の種類、数量、運搬業者や処分業者の情報が記載されている産業廃棄物の処理を適正に管理するための伝票である。紙のマニフェストに変わるものが電子マニフェストである。これにより廃棄物の情報をリアルタイムで記録・管理することができ、書類のやり取りが不要になることで、手続きが迅速化された。また、廃棄物の処理状況をリアルタイムで確認できるため、不正行為の防止にもつながっている。電子化によって紙の使用量が減少し、環境負荷の軽減に寄与している。

■「ISO14001」の登録

2009年に環境マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO14001」の登録（登録番号JQA-EM6304）を受けた。これは環境に配慮した事業活動を行っていることを証明するもので、本社、埼玉営業所、第一工場の3拠点で取得している。環境方針を策定したうえで、環境に配慮した事業を実施している。

＜環境方針＞

株式会社アイエフ物流サービス ― 環境方針

- (1) 株式会社アイエフ物流サービスは、再資源化事業という経済活動を追及することによって地域の周辺環境ひいては地球環境の保全に重要な責務を負っていることを認識し、社会に貢献できる企業を目指します。同時にこれらにかかわる環境関連の法律、規制、協定及び業界などの要求事項を明確にし、環境目標・実施計画を定め、環境保全活動の継続的な向上を図ります。
- (2) 環境関連の法律、規制、協定、業界及び顧客の要求事項は、順守するに止まらず、技術的・経済的に可能な範囲で、一層の環境保全に取り組めます。
- (3) 当社が行う事業活動が環境に与える影響の中で、特に以下の項目について優先的に活動し、環境保全と汚染予防及び環境保護に取り組めます。
- ① 事業計画に沿った環境配慮型商品の提案及び販売
 - ② 地球温暖化を考慮したエネルギーの使用
 - ③ 廃棄物の分別による資源化の推進
 - ④ 周辺環境への影響を考慮した製造活動
- (4) サイト内の関連会社を含む全従業員に、活動できるように教育を実施し、地球環境保全型企業を目指します。
- (5) 本方針は文書化し、維持し、全従業員に周知すると共に一般の人にも公表します。

2023年3月1日

株式会社アイエフ物流サービス

代表取締役 佐藤 公紀

同社提供資料より

<ISO14001 の登録証>



<ISO14001 の審査登録適合内容>



同社提供資料より

■「産廃エキスパート」の認証取得

2021年度に「産廃エキスパート（第一種評価基準適合業者）」の認定（認定番号5-20-A0082）を取得している。これは、東京都が第三者評価機関として指定した公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する制度である。産廃業界のトップランナーとして、処理事業の信頼度の高さや環境に配慮した高度な取り組みを行っている事業者であることを示すものである。「株式会社アイエフ物流サービス」では、法令の遵守や安定した事業の運営、環境保全に関する取り組みなどが評価された。

<産廃エキスパート認定証>



同社提供資料より

【収集運搬・中間処理に関する環境負荷低減の取り組み】

■廃棄物の飛散対策

「株式会社アイエフ物流サービス」では、廃棄物の収集運搬にバンボディのトラックを使用することが多い。同業他社の多くが平ボディのトラックを使用している中、バンボディを使用することによって、廃棄物の飛散が防止でき、周囲への影響を最小限に抑えられる。バンボディを使用するようになったきっかけは、廃棄物を1回で多く運ぶことができるという効率性を優先するためであったが、今ではこのバンボディでの収集運搬が顧客から評価され、「株式会社アイエフ物流サービス」の強みとなっている。

平ボディやコンテナ専用車で廃棄物を収集運搬する際には、シートを被せ、ロープで固定することで廃棄物の飛散を防止している。

破碎や水銀加熱処理を行う場所には、集塵機を設置している。廃棄物処理やリサイクルの過程で発生する粉塵や微粒子を集めるための装置であるが、これにより作業環境の改善や健康被害の防止が図られる。第二工場では、蛍光灯の破碎処分を行っており、大気中に水銀が浮遊する可能性があることから、水銀濃度を定期的に測定している。測定は、毎月1日と15日（日曜日の場合は翌営業日）に実施、9時と14時のどちらかの時間で行い、測定地点は5ヵ所である。6ヵ月間の平均測定値0.015 mg/m³であった。

＜バンボディのトラック＞



＜集塵機＞



同社提供資料より

■廃棄物の流出対策

電池や蛍光灯を収集運搬する際、電池の破損や蛍光灯の割れがなければ有害物質

の流出はないが、変形などを起こしている電池は廃液が、割れのある蛍光灯は水銀や蛍光粉が流出する可能性がある。流出防止策として、電池は通電による事故が起きないようにテープを貼ったうえでバケツに入れ、蛍光灯は専用のケースに入れ運んでいる。このように、有害物質が流出しないよう対策を講じている。

また、中間処理を行う工場の床面はコンクリートにすることで、有害物質の土壌流出を防止している。その他、フロン回収機を有しており、フロンガスを含む産業廃棄物を回収した際には、フロンガスの大気中への排出を防止している。

【社内における環境負荷低減の取り組み】

■水道、ガス、電気使用量の把握と削減に向けた取り組み

水道、ガス、電気の使用量を毎月計測・把握しながら、使用量削減に取り組んでいる。直近3年のそれぞれの使用量は下表の通りである。

2024/2期の水道使用量は3,621^mであり、直近の2023/2期と比較すると1割増加している。使用量が増加した主な理由は、発泡の物流が増えたことに伴い、発泡処理機の冷却に使用する水量が増加したためであるが、日ごろから使用量を必要最小限に抑えられるよう従業員への意識づけを行っている。

2024/2期のガス使用量は136.7^mであり、2023/2期と比較すると約5割減少している。役員用住宅を処分したことで使用量の半減につながったが、今後も使用料削減に向けた取り組みを行っていく。

2024/2期の電気使用量は239,488kWhであり、2023/2期と比較すると0.25%の削減となっている。最大需要電力を抑制するデマンドコントロールシステムを導入したことが、電気使用量増加の抑制に寄与している。デマンドの目標値を設定し、デマンドがその目標値を超える可能性がある場合にアラームで警告し、電気使用量を抑制している。

＜水道、ガス、電気の使用量＞

	2022/2 期	2023/2 期	2024/2 期
水道	3,206 ^m	3,271 ^m	3,621 ^m
ガス	441.9 ^m	296.6 ^m	136.7 ^m
電気	228,478kWh	240,085kWh	239,488kWh

同社提供資料より

■温室効果ガス排出量の算出

温室効果ガス排出量の抑制の取り組みとして、排出量（Scope1, 2）の算定を2023年に実施しており、その後も算定を継続して行っている。排出量は、2023/2期が1,104.92t、2024/2期が1,080.52tであった。

2022年を基準年とし、2030年までに排出量を42%削減（2022年1,104.92t対比）することを目標とし、SBT認定⁵を取得のうえ、排出量削減に取り組んでいる。

■ペーパーレス化

労務管理システムの導入により、従業員が入社時に提出する書類や届出事項の変更申請が電子媒体で行えるようになり、従来のペーパーベースの手続きからの脱却を図ることができた。また、環境への負荷軽減のみならず、従業員の負担軽減や時間節約による業務効率化も実現した。さらには、電子媒体での管理により、書類の紛失などのリスクも低減できる。ペーパーレス化の実現により、労務手続きの煩雑さやリスクを軽減すると同時に、スムーズな業務運営にも貢献している。

また、業務で使用する紙媒体の削減にも注力している。例えば、会議資料や報告書など、必要な情報は電子ファイルで共有し、印刷物の削減に努めている。

その他、販売管理をはじめ、様々な業務のデジタル化を検討している。紙の廃棄物削減への貢献に加え、効率的な業務運営の実現に向けた取り組みを目指している。

⁵ 国際水準に基づき企業が設定する温室効果ガス削減目標。Science Based Targets の略

(2) 社会面での活動

1. 地域の生活環境と安全性

【周辺住民への生活環境と安全確保に関する取り組み】

「株式会社アイエフ物流サービス」では、前述したとおり、2003年に環境方針を策定し、周辺環境への影響を考慮した活動を行うことを全従業員および住民に公表している。また、安全への配慮として周辺住民と取り決めを行い、生活環境への影響を最小限に抑える取り組みを実施している。具体的には、中間処理施設や工場などの施設を出入りする大型トラックなど一部の車両に対して、運行のルートを指定するといったものである。これにより大型車などの出入りに伴う危険を抑制し、周辺住民の安全面に関する負荷を最小限に抑えている。

このように生活環境への懸念に対する取り組みや周辺住民への安全確保に関する取り組みにより、地域社会との共存を図っている。

II. 健康経営・労働安全性

【健康経営に関する取り組み】

健康宣言を掲げ、埼玉県健康宣言事業所として登録されている。従業員の健康診断受診率は100%であり、再検査が必要な場合もその受診結果をフィードバックするよう従業員に周知徹底している。その他、インフルエンザの予防接種費用を全額会社が負担している。

また、月1回発行している社内報の中で健康に関する内容を発信し、従業員の健康意識を高める取り組みを行っている。

「株式会社アイエフ物流サービス」では、このような取り組みを継続していくことで、会社全体の健康意識を高め、従業員の健康促進につなげている。

<健康宣言>

STEP 1

**健康宣言
宣言証**

株式会社 アイエフ物流サービス 殿

貴事業所は、全国健康保険協会埼玉支部と協力して従業員の健康づくりに取り組むため、健康宣言をされたことを証します。

宣言第 000347号

令和1年10月7日

取組内容
100%健診を受診します。
特定保健指導を受けます。
法令を順守します。
従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討を行います。
健康経営の実践に向けた環境整備を行います。
感染症予防に取り組めます。

全国健康保険協会 埼玉支部

<社内報>

総務経理部

日々の業務お疲れ様です。
 今月は健康診断結果で再検査の方が多かった脂質異常についてお話しします。
 コレステロールや中性脂肪が過剰な状態を脂質異常症(高脂血症)と言います。
 コレステロールには善玉(HDL)コレステロールと悪玉(LDL)コレステロールがあり
 悪玉(LDL)コレステロールが高い状態を放置しておく血管にコレステロールが
 たまり血管が狭くなったり詰まったりします。
 これが心臓で起こると狭心症や心筋梗塞、脳で起これば脳梗塞の原因のひとつとなり、
 突然死に至ることもあるため注意が必要です。

脂質異常症
 最大の原因は「日常生活」にあります

コレステロール値を上げてしまう食品『脂質の多い肉、卵黄、即席麺、スナック菓子、チョコレートなど』の過剰摂取を避け、イワシなどの青魚や海藻類・キノコ・大豆類などの食物繊維を積極的に食事に取り入れましょう。
 LDL値が高い方は、脂質異常症にならないよう日常生活に気を付け、適度な運動を心掛けましょう。

同社提供資料より

【労働安全性に関する取り組み】

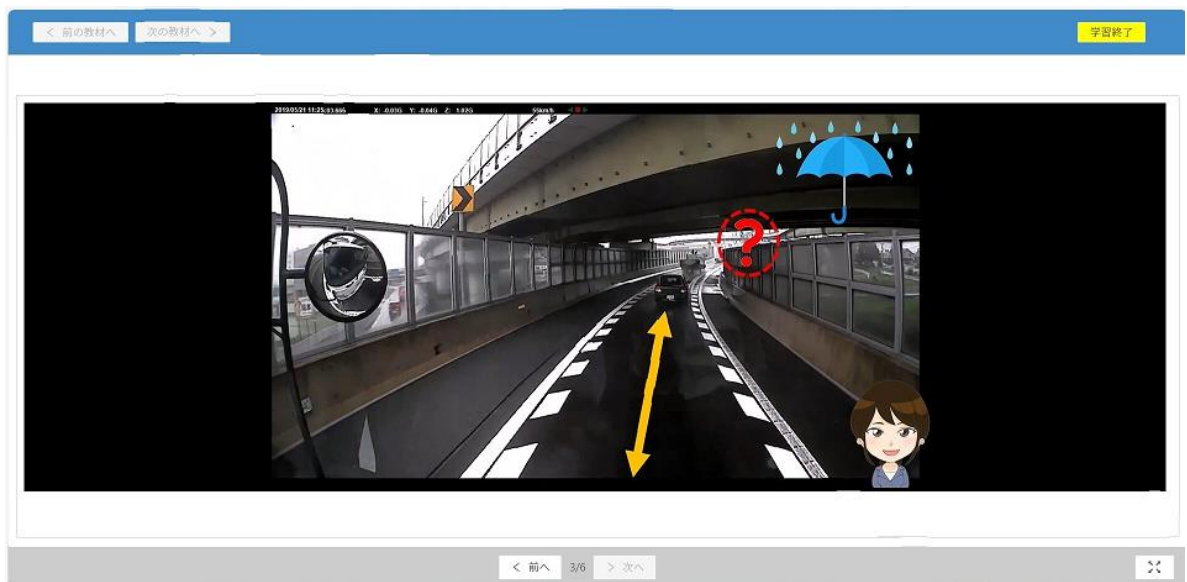
従業員が適切な安全対策を理解し実践できるよう、労働安全に関するルールやマニュアルを整備している。また、社内の各部署から選任されたメンバーで構成する安全

衛生委員会では、毎月1回委員会を開催して社内の労働安全の向上に向けた話し合いを行う他、年間の教育計画を立てたうえで従業員に安全教育を実施している。さらには、工場内の定期的なパトロールを実施し、危険箇所の点検も行っている。様々な部署から構成されるメンバーで見回りを行うため、多角的な視点で点検できることも利点である。直近の2024/2期にはドライバーによる労働災害事故が1件発生しているが、異なる部署のメンバーが協力し、安全性に関する問題や改善点を共有することで、より安全な職場環境を整備し、労働災害のリスクを低減することができている。

廃棄物の収集運搬においても具体的な取り組みが行われている。貨物自動車運送事業安全性評価事業Gマーク制度⁶の認定や、乗務前のアルコールチェック、デジタルタコグラフによる運行管理、アプリを活用した安全教育など、安全性を高めるための様々な取り組みを行っている。

中間処理においても、作業時にはマスクやゴーグル、ヘルメットや安全靴の着用を義務づけ、作業中の健康と安全を確保している。

＜アプリを活用した安全教育＞



同社提供資料より

⁶ 国土交通省が推進する認定制度で、トラック運送事業者の安全性を評価し、一定の基準を満たした事業所に付与

Ⅲ. 人材育成

【資格取得支援】

国家資格である運行管理者資格など、業務を遂行するうえで必要となる資格の更新費用は、下表の全てにおいて全額または一部を会社で負担している。

＜主要な資格と講習修了者数一覧＞

資格名	人数
運行管理者	10 名
大型免許	6 名
冷媒回収技術者	7 名
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習(収集運搬過程)	2 名
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習(処分過程)	2 名
安全衛生推進者養成講習	6 名
フォークリフト運転技能講習	15 名
事業内検査者研修(フォークリフト)	1 名
特定自主検査者能力向上教育(フォークリフト)	1 名
小型移動式クレーン運転技能講習	4 名
玉掛け技能講習	1 名
車両系荷役運搬機械等作業指導者教育	1 名
ガス溶接技術講習	1 名
アーク溶接特別教育	2 名

同社提供資料より足利銀行作成（2024 年 6 月時点）

【研修の実施】

従業員の育成にも力を入れている。入社後2週間は、新任のドライバーに対し、先輩従業員が助手席に座って研修を行っている。また、ドライバーに対しては、運転マナーやルールに関する基礎的な研修を実施している。ドライバーは顧客と最初に接触する「会社の顔」であるとの社長の考えによるものである。

今後はドライバー以外の従業員も対象としたビジネスマナーやロジカルシンキングなど、研修の充実化を図り、全ての従業員のスキル向上を図っていきたいと考えている。

IV. 働きやすい職場環境

【ワークライフバランス】

■休暇の取得促進

2019年4月より、労働基準法で最低でも5日間の有給休暇を取得することを義務付けているが、「株式会社アイエフ物流サービス」では、全ての従業員が5日の有給休暇を確実に取得している。

また、従業員の年間有給休暇取得の平均日数は、2024年度は12.1日、前年の2023年度と比較して約2日増加している。総務経理部が従業員に対して声掛けを行い、有給休暇の積極的な取得を推奨することで増加した。

■柔軟な働き方

同社では、働き方の選択肢として、ドライバーには週休2日制、土日祝日休み制、週休3日制の3つを設けている。特に週休3日制は、残業時間の軽減対策や柔軟な働き方を可能にするために導入したものである。現時点では週休3日制が選択された実績はなく、ドライバーはその他2つのいずれかの働き方を選択している。

時間外労働時間の抑制についても近年力を入れており、2024/2期は前期（2023/2期）と比較して20%削減している。従業員を増やした他、勤怠管理システムを導入したことで従業員自らが労働時間をリアルタイムで確認できるため、従業員の時間外労働に対する意識に変化をもたらした。

＜従業員一人あたりの有給休暇取得日数と年間時間外労働時間＞

	2022/2期	2023/2期	2024/2期
有給休暇平均取得日数	10.7日	10.3日	12.1日
時間外平均時間	295.8時間	268.7時間	215.3時間

同社提供資料より

【充実した福利厚生】

■社会保険完備と交通費補助

社会保険は全従業員が加入している。また、交通費の補助を行っており、遠方から通勤する従業員に対し、公共交通機関利用者には全額、自家用車で通勤する従業員には一部負担することで、経済的な負担を軽減している。

■借上社宅の提供

自宅が遠方の従業員を対象とした2ヵ所の借上社宅がある。通勤が困難な場合に利用できるため、身体的な負担軽減や通勤時間の軽減によって、充実した生活を送ることができる環境を提供している。

■保養所の提供

従業員やその家族が利用できる保養所が沖縄にある。この保養所は美しい海が広がる素晴らしいロケーションに位置しており、ゴルフ場も併設されている。保養所での宿泊費はリネン代(4,000円/日)を負担するのみで、リゾート地を満喫できる。従業員は忙しい日常を離れ、絶景の海を眺めてゆったり過ごす時間やゴルフを楽しむなど、それぞれが自分の楽しみ方で日々の疲れを癒している。

【待遇の向上】

2年連続で給与のベースアップを実施し、2024年には5%のベースアップを行っている。従業員の給与水準を向上させることで収入をより安定させると共に、モチベーションアップにつなげている。ただし、全ての職種で一律のベースアップを行ったわけではないが、全職種において平均的な水準を上回る給与水準となっている。

【モチベーションの向上】

ドライバーのみを対象として、賞与を年4回に分けて支給できる制度を導入した。入社時に賞与支給回数を2回または4回から選択することができる。従業員の多くが年4回支給を選択しており、モチベーションの向上に役立っている。

また、同社では人事評価制度を構築し、2024年9月に本格運用を開始した。従業員の業績を評価し、その結果を給与や昇格などに反映させ、公平な評価を行う制度である。具体的には、3ヵ月に1回評価を行い、半年ごとに査定している。人事評価制度では、仕事の内容によって人事評価のポイントが異なり、従業員にとって分かりやすい制度となっている。例えば、ドライバーであれば、無事故が重要なポイントとなり、無事故無違反を継続することで評価が上がる。作業員の場合は、無事故に加え、作業の効率が一定水準以上であることが評価のポイントとなっている。事務職は、決められたタスクを期限内にミスなくこなすことが評価につながる。

人事評価制度を構築したことで、評価項目や指標を具体的に示すことができ、従業員が目指すべき目標や習得すべきスキルが明確になり、業績アップやスキル向上に対

する意識向上につながっている。また、明確で透明性の高い評価基準があることで、従業員の貢献度や能力を客観的に評価でき、従業員にとっても人事評価への納得感が増し、成果が評価されることでモチベーション向上になっている。

V. ダイバーシティ経営

【女性従業員やシニアの活躍】

■女性の活躍

事務職を中心に多くの女性が活躍しており、子どもがいる従業員も働きやすい環境を整えている。残業は行わずに帰宅できることで、誰もが活躍しやすい職場環境がある。また、子どもの学校行事、看病がある場合には休暇取得や早退をしやすいよう環境を整えている。

現在、管理職以上の女性は3名で、役員である総務経理部長1名と課長が2名いる。パートタイムや中途採用で入社し、子育てとの両立をしながら、管理職や役員のポジションに就いている。努力によって管理職や役員になれることを実証しており、社内のロールモデルとなっている。多様なバックグラウンドを持つ人材の活躍により、組織全体の成長につながっている。

■シニアの活躍

シニアの活躍にも注力している。定年は60歳であるが、原則として65歳まで再雇用を希望できる。更新期間は5年を基本とし、希望により1年更新も可能で、フレキシブルな対応により従業員に寄り添っている。また、本人の希望に応じてさらに延長することも可能で、65歳以上の従業員も活躍している。なお、2025年1月現在、60歳以上の従業員は約30名在籍している。

（３）経済面での活動

Ⅰ．本業を通じた経済への貢献

【取引先との共存共栄】

中間処理の過程において自社内で運搬や処分が難しい廃棄物については、パートナー企業との連携により、複数の処分先を確保し、事業を営んでいる。2025年1月現在、パートナー企業は34社ある。自社で適切に処分できない廃棄物については、信頼できるパートナー企業に依頼している。また、廃棄物に関するコンサルティング業務も行っているが、遠方の顧客から依頼があった場合には、パートナー企業の協力を得て、迅速かつ効率的に対応し、遠隔地であっても高品質なサービスを提供することが可能である。

多くのパートナー企業と連携を図りながら顧客の要望に対応できる体制を構築しており、自社の成長だけでなく、パートナー企業の繁栄にも貢献している。また、パートナー企業との協力関係を大切にし、お互いの強みを最大限に活かすことができるよう努めている。

6. KPI の設定

特定されたインパクトエリア/トピックのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、「株式会社アイエフ物流サービス」の持続可能性を高める項目について、以下のとおり KPI が設定された。

また、KPI を設定しないインパクトエリア/トピックについても、適切な取り組みがなされていることを、引き続き確認していく。

【ネガティブ・インパクトとして特定しているものの、KPI を設定しないもの】

インパクト	設定しない理由
社会的保護	業務を遂行するうえで必要となる資格やその更新費用は同社で費用を負担しており、その取り組みは今後も継続するため
年齢差別	同社は 65 歳までの雇用義務に対する制度を運用済みであり、65 歳以上のシニアの雇用実績があり、シニアに対する取り組みを十分行っているため
水域 大気 土壌	廃棄物の流出対策、および飛散対策により水質汚染や大気汚染、土壌汚染につながる事象はないため

(1) 環境面

インパクトエリア/トピック	資源強度、廃棄物
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの向上
テーマ	循環型社会への貢献
取組内容	中間処理量を拡大させ、循環型社会への貢献に資する取り組みを行う
KPI(指標と目標)	・2028/2期までに千葉県茂原市に新しい中間処理施設を建設する ・2045/2期までに中間処理量を3,500tにする (2023年度(2023.4～2024.3):2645.35t)
関連する SDGs	

インパクトエリア/トピック	資源強度、廃棄物
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	環境負荷低減
取組内容	法令の遵守や安定した事業の運営、環境保全に関する取り組みを行う
KPI(指標と目標)	・2028/2期までに事業を行う全ての営業地域で優良産廃処理業者認定を取得する (2025年1月現在:1都3県で認定取得済(4県で未取得)) ・今後事業拡大に伴い営業地域が増えた場合も同様とする
関連する SDGs	

インパクトエリア/トピック	気候の安定性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	環境負荷低減
取組内容	温室効果ガス排出量の削減を通じて、気候変動対策に貢献する
KPI(指標と目標)	・2030/2期までに温室効果ガス排出量を42%以上(基準年2022年1,104.92t)削減する(2024/2期:1,080.52t) ・目標を達成した後、再度目標設定を行う
関連する SDGs	

(2) 社会面

インパクトエリア/トピック	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	健康経営・労働安全性
取組内容	労働安全性向上の取り組みを通じて、従業員の安全を確保する
KPI(指標と目標)	・休業4日以上労働災害件数ゼロにし、その後継続する (2024/2期:1件)
関連する SDGs	

インパクトエリア/トピック	ジェンダー平等
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	ダイバーシティ経営
取組内容	社内制度の整備や研修の充実を図り、多様な人材が活躍できる職場環境を整備する
KPI(指標と目標)	・2045/2 期までに女性の管理職割合を 40%以上とする (2024/2 期:33%、3 名/9 名中)
関連する SDGs	

(3) 経済面

インパクトエリア/トピック	零細・中小企業の繁栄
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの向上
テーマ	本業を通じた経済への貢献
取組内容	千葉県内での中間処理施設の建設などの事業拡大を通じて、パートナー企業の繁栄に貢献する
KPI(指標と目標)	・2045/2 期までにパートナー企業を 50 社以上にする (2024/2 期:34 社)
関連する SDGs	

7. マネジメント体制

「株式会社アイエフ物流サービス」では、本ファイナンスに取り組むにあたり、佐藤公紀代表取締役と川口陽子総務経理部長が中心となり、自社の事業活動の棚卸を行い、インパクトレーダーやSDGsとの関連性について検討したうえでKPIを設定した。

本ファイナンス実行後においても、佐藤公紀代表取締役を最高責任者、川口陽子総務経理部長を実行責任者として、全従業員が一丸となってKPIの達成に向けた活動を実施する。

<KPI の達成に向けた活動の実施体制>

最高責任者	代表取締役 佐藤 公紀
実行責任者	総務経理部長 川口 陽子

8. モニタリング

本ファイナンスで設定した KPI の進捗状況については、「株式会社アイエフ物流サービス」と足利銀行の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施する他、日々の情報交換や営業情報の場を通じて実施する。

足利銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは足利銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI の達成に向けてサポートを行う。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、「株式会社アイエフ物流サービス」と足利銀行が協議のうえで、再設定を検討する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、足利銀行が「株式会社アイエフ物流サービス」から提供された情報と、足利銀行が独自に収集した情報に基づき、現時点での計画または状況に対して評価を実施しており、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
2. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、JCRから、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。
3. 足利銀行は、本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社足利銀行

法人コンサルティング部 次長 竹内 幸子

〒320-8610

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号

TEL : 028-626-0789

第三者意見書

2025 年 3 月 28 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社アイエフホールディングスに対するポジティブ・インパクト・
ファイナンス

貸付人：株式会社足利銀行

評価者：株式会社足利銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社足利銀行（「足利銀行」）が株式会社アイエフホールディングス（「アイエフホールディングス」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、足利銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。足利銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、足利銀行にそれを提示している。なお、足利銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからみてもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

足利銀行は、本ファイナンスを通じ、アイエフホールディングスの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、アイエフホールディングスがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、足利銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 足利銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

< P I F 概略図 >



(出所：足利銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、足利銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、足利銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・ 本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・ インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・ 借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て足利銀行が作成した評価書を通して足利銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、足利銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるアイエフホールディングスから貸付人・評価者である足利銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

新井 真太郎

新井 真太郎

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確に信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル